

地域包括支援センターの今後の運営について

1 方針

現状、白井市は人口が減少傾向となっているが、高齢者人口は年々増加し、特に 75 歳以上人口の増加が顕著である。地域包括支援センターの相談支援対象は 75 歳以上が多く、今後、一層相談支援件数が増加し、対応が困難な事例も増えていくことが見込まれる。

一方、市直営地域包括支援センターでは、担当圏域の相談支援業務にあたりながら、2025 年、2040 年に向けて地域包括ケアシステムを構築するための各種事業に取り組んでおり、事業の一層の充実が求められている。

以上の状況をふまえて、令和 4 年度から、現在直営で運営している白井市地域包括支援センターの運営を委託し、市は地域包括ケアシステムの構築に向けた事業の運営と、3 か所の地域包括支援センターの後方支援を行う基幹型センターとしての機能に専念する方針としたい。

2 参考：地域包括支援センター運営協議会における協議事項

(1) 運営協議会における協議事項

センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認

- ① センターの担当する圏域の設定
- ② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
- ③ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施
- ④ センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
- ⑤ その他センターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) 運営協議会の位置づけと市における方針決定の関連

Q 運営協議会の位置づけ及び市町村との関係は（厚生労働省 Q & A より）

A センターの設置・変更・廃止などに関する最終的な決定は、市町村が行うものであり、運営協議会は、市町村がこうした決定を行うに際して、センターの円滑かつ適正な運営を図るため、事業者・職能団体や被保険者などから意見を聴取する「場」である。すなわち、運営協議会は、実際に行政の執行権限を持ち、自ら決定するような機関というものではなく、市町村の適切な意思決定に関与するものである。

→ 今後、令和 4 年度以降の 3 か所の地域包括支援センターの圏域の設定、委託先法人の選定や委託先法人の変更、予防給付に係る事業の実施について、運営協議会において協議をいただきたい。

3 令和4年度以降の地域包括支援センターの圏域（案）

(1) 担当圏域の案

令和4年度以降も、当面は現在の担当圏域を維持したい。

(2) 理由

地域包括支援センターの職員配置については、白井市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例において以下のとおり定められている。

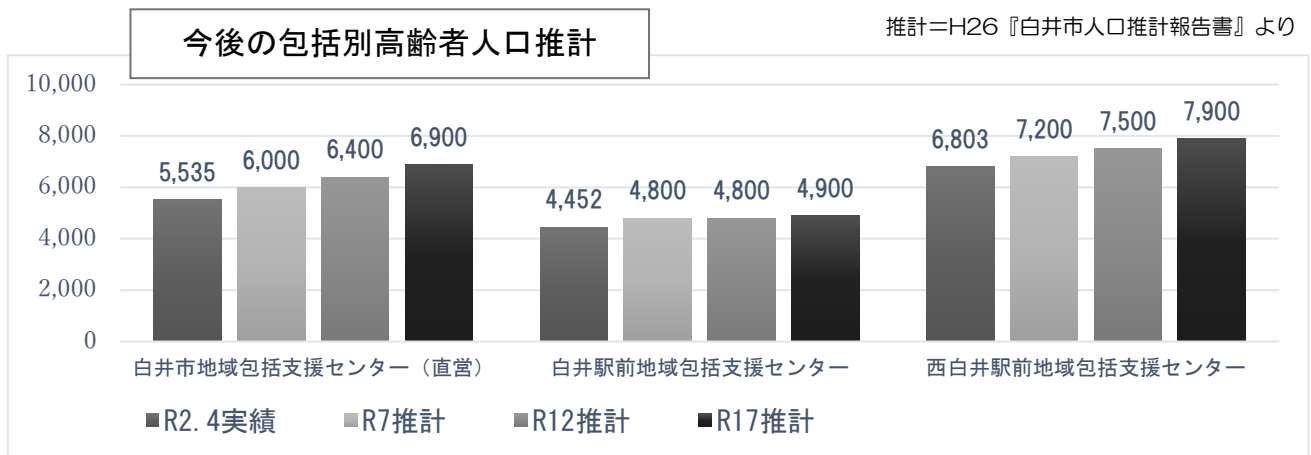
(職員の員数)

第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

現在の担当圏域は、3,000人～6,000人の範囲で小学校区を区分した場合、職員1人当たりの担当高齢者数上、最もバランスが良いと判断される。

七次台小学校区の生活圏域をふまえて、西白井駅前地域包括支援センターの圏域としてほしいとの要望もあり、長期的には圏域の変更について検討が必要である。



4 委託先法人の選定基準（案）

(1) 他市町村の状況 別紙資料 2-4 のとおり

(2) 白井市における委託先法人の選定基準（案）

市内において特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を運営している社会福祉法人または医療法人社団

(3) 選定基準とした理由

緊急事例についても相談支援を行うため、地域包括支援センターは、24 時間、365 日相談を受け付ける体制を取っている。地域包括支援センターの開設時間以外については、各職員が輪番で携帯電話を所持して転送する方法もあるが、必ず電話対応ができるとは限らず、かつ職員の業務負担も過大となる。

一方介護保険施設については、24 時間 365 日職員が配置されているため、センターの開設時間以外について、各法人が併設する介護保険施設において電話を受け付け、必要により地域包括支援センター職員につなぐという体制を取ることができる。現在委託している 2 か所の地域包括支援センターについても、同様の体制を取っている。市内の介護保険施設に限定したのは、高齢者や家族の相談対応に慣れていること、緊急保護が必要な事例等については、市内施設であれば連携が図りやすいためである。緊急保護が必要な事例については、市の介護支援型短期宿泊事業の利用につなげる場合が多いが、同事業の契約先は、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設となっている。

以上をふまえ、地域包括支援センターの委託先法人は、市内において特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を運営している社会福祉法人または医療法人社団としたい。